

平成31年3月7日 建設経済委員会

建設経済部産業振興課

議案説明資料

- 1 議案第19号 田川市中小企業融資制度審議会条例の一部改正について・・・P1

議案第19号 田川市中小企業融資制度審議会条例の一部改正について

1 改正理由（改正に至る背景、法令等の改正、改正の概要等）

田川市中小企業融資制度審議会の組織構成の見直しを行うため、所要の改正をしようとするものです。

本市附属機関等への市議会議員の登用については、「法令において市議会議員を選出することが明記されていないものについては、選任しないこと」が、「田川市附属機関等の設置に関する基準」及び議長発「附属機関等に係る議員選出及び情報共有について」においてすでに確認されています。

本審議会委員は、「法令において市議会議員を選出することが明記されていないもの」であるため、今回の改正をしようとするものです。

2 改正の内容（改正の主な内容、ポイント、施行日等）

市長が委嘱する本審議会委員に市議会議員を選任しないようにするものです。

施行日は、公布の日からであり、経過措置として、この条例の施行日以後新たに委員に委嘱する者から適用し、同日前までに委員に委嘱した者については、なお従前の例によることとしています。

3 改正による影響及び効果

市民への影響等については、特にありません。

4 新旧対照表（別紙）

○田川市中小企業融資制度審議会条例（昭和47年条例第9号）新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p>(組織)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。</p> <p>(1) 取扱金融機関代表者</p> <p>(2) 中小企業代表者</p> <p>(3) 学識経験者</p>	<p>(組織)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>市議會議員</u></p> <p>(2) 取扱金融機関代表者</p> <p>(3) 中小企業代表者</p> <p>(4) 学識経験者</p>

田川市中小企業融資制度審議会条例【現行】

(目的)

第1条 この条例は、田川市中小企業融資制度審議会の設置、所掌事務、組織及び運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 中小企業に対する融資の円滑な運営を図るため、この融資制度に関し、審議する機関として田川市中小企業融資制度審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 審議会は、市長の諮問に応じ、中小企業融資制度及びその運営について審議す

(組織)

第4条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 取扱金融機関代表者
- (3) 中小企業代表者
- (4) 学識経験者

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する者が、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 審議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

2 審議会の議長には、会長があたる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(平成23条例12・旧第9条繰上)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年2月14日条例第1号）抄
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年7月12日条例第13号）抄
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日条例第19号）抄
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年12月12日条例第25号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成8年7月5日条例第4号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成8年8月1日から施行する。

附 則（平成16年3月30日条例第15号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日条例第9号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日条例第12号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月13日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年7月13日条例第12号）

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

